

— 目前に迫る「成年年齢引下げ」 —

新成人に起こり得る 消費者トラブルと対策を 親子で学ぶ

このコーナーは、全国で活躍している金融広報アドバイザーによる誌上セミナーとなります。今回のテーマは「成年年齢引下げについて新成人を迎える親子が押さえておくべきこと」です。2022年4月の改正民法施行が迫る中、新成人に起こり得る消費者トラブルと対策について、熊谷千重子アドバイザーにうかがいました。

第26回

講師：熊谷千重子

宮城県金融広報アドバイザー



18歳で成年になる意味と 成年年齢引下げの具体的内容

2018年6月、若者の自己決定権を尊重し積極的な社会参加を促すことを目的として、成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が成立。2022年4月の施行が目前に迫っています。

民法の成年年齢には、「1人で有効な契約ができる年齢」、「親権に服さなくなる年齢」という意味があります。未成年者が契約など有効な法律行為を行うには、原則として法定代理人（親など）の同意が必要ですが、成年年齢引下げが施行されると18歳から成年となり、これまで制約されていたさまざまな法律行為が親などの同意なく行えるよう

【図表1】成年年齢引下げに伴う年齢要件の主な内容

20歳から18歳に引き下げられるもの	20歳が維持されるもの
<ul style="list-style-type: none"> ◆法定代理人（親など）の同意がなくても契約できる <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の購入 ・アパートなどの賃貸借契約 ・クレジットカードをつくる ・ローンを組む など ◆10年有効のパスポートの取得 ◆公認会計士や医師免許などの国家資格取得 ◆性同一性障がいによる性別変更の請求 	<ul style="list-style-type: none"> ◆飲酒 ◆喫煙 ◆公営ギャンブル（競輪、競馬、競艇、オートレース）の投票券などの購入 ◆国民年金への加入 ◆大型・中型自動車運転免許の取得

になります。ただし、クレジットカードやローンなどでは、各事業者が支払い能力や返済能力の審査を行い判断するため、法律上は契約可能でも、実際には契約できないことがあります。また健康面への影響や非行防止、青少年保護などの観点から、現行と変わらず20歳にならないとできないことも知っておきましょう【図表1】。

成年年齢引下げによる 消費者トラブル拡大の懸念

未成年者が親などの同意を得ないまま契約をした場合、民法第5条に規定された「未成年者取消権」によって、原則、契約を取り消すことができます。この取消権は、未成年者を保護（消費者被害を抑制・救済）する役割を果たしていますが、成年になると適用されなくなりますが、この取消権が適用されなくなればかなりの新成人は、悪質業者に狙われやすく、社会経験や消費者知識が乏しいこともあって、内容をよく理解しないまま安易に契約を結んでしまい、消費者トラブルに巻き込まれるケースが多くあります。国民生活センターによりますと、成人になりたての若者（20〜24歳）の消費生活相談件数は、未成年（18・19歳）に比べて約1.5倍にもなります。今後、成年年齢引下げによって現在

より2年早く新成人になる若者は、現在の新成人よりさらに社会経験が不足しているため、新成人の消費者被害がこれまで以上に広がるのではないかと懸念されています。消費者トラブルを避け、また万が一巻き込まれた場合でも正しい対策を講じられるように、起こり得る消費者トラブルについての知識を、早くから深めておくことが非常に重要です。

18歳の新成人に起こり得る 消費者トラブルとは

現在の新成人に起きている消費者トラブルは、18歳の新成人にも起こり得ると考えられます。成人になりたての若者（20〜24歳）の消費者トラブルの特徴は、情報商材（副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウと称してインターネットで販売される情報）や暗号資産の投資、マルチ商法などの「儲け話関連」、エステティックや医療脱毛などの「美容・医療関連」、定期購入トラブルが多発している「インターネット通販関連」のトラブル相談が多く、注意が必要です（国民生活センター調べ）。若年者によく起きる消費者トラブルをまとめましたので、参考にしてください【図表2】。

成年年齢引下げが施行されると、高等学校では成年と未成年の生徒が混在

【図表2】 若年者によく起きる消費者トラブル

<p>儲け話関連のトラブル (情報商材、暗号資産投資、マルチ商法など)</p> <p>SNS広告などで「簡単に稼ぐ方法」といった情報商材や暗号資産の投資に高額で契約したが、説明内容と違って儲けなかったり、投資した資金の出金ができなくなったりする。また、販売組織に加入する友人や知人から「絶対儲かる」などと言って販売組織に勧誘されたり、商品を購入させられる悪質なマルチ商法トラブルも多数報告されている。</p>
<p>美容・医療関連のトラブル (エステティックサービス、医療脱毛、包茎手術など)</p> <p>「脱毛エステの無料体験を受けた後、高額のコースをしつこく勧誘されて契約してしまった」、「包茎手術5万円の広告を見て無料相談に行き、手術代20万円と言われたが断れずに手術した」など、高額な料金や解約に応じてくれないといった契約に関するトラブルが多い。</p>
<p>インターネット通販関連のトラブル (定期購入、模倣品など)</p> <p>近年、「初回500円というSNS広告を見て健康食品を購入したが、実は定期購入の契約になっていて高額な代金を請求された」といった詐欺的な定期購入商法が急増。「フリマサイトで模倣品を買われた」、「偽の通販サイト（フィッシングサイト）で個人情報盗まれた」など、インターネット通販関連のトラブルは多岐にわたる。</p>

し、悪質なマルチ商法の被害が校内に広がる可能性があります。小遣い稼ぎのつもりで悪質なマルチ商法に手を出してしまったり高校生が、遊び感覚で学校の友人を勧誘し、勧誘される側も、声をかけてくるのが同級生ということや警戒心が薄れて安易に契約してしまったり、消費者トラブルに巻き込まれるケースが出てくると予想されます。18歳を迎えていると未成年者取消権は適用されず、消費者トラブルの被害回復が難しいため、十分に注意していただきたいと思えます。

また、トラブルのきっかけがSNSというケースがここ数年で急激に増加しており、今後さらに増えると思われる。現代の若者にとって、SNSは主要なコミュニケーションの場であり、だれでも手軽に活用できる反面、悪質業者も簡単に紛れ込めるので注意が必要。この事例は、SNSを悪用した「クレ・お金を借りて女性に渡してしまい、お金をだまし取られてしまったのです」。

要です。しかし、若者はSNSに慣れているせいか、素性のわからない人でも簡単に信用してしまう傾向が強いように感じます。参考として、こちらの相談事例を紹介します。



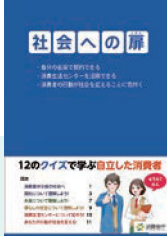
「相談者は20代前半の男性で、見知らぬ女性がSNSで連絡をとってききました。その女性は趣味など共通点が多く話も合うので、男性は好意を持ちます。実はその女性は、詐欺的な投資の勧誘が目的で、事前に男性のSNSをチェックし、男性の嗜好を把握していたのです。ある日女性から『簡単に稼げる』と投資の勧誘をされ、男性は乗り気がしないので『お金がない』と断りましたが、女性からお金が借りられる方法を紹介されました。結局男性は、お金を借りて女性に渡してしまい、お金をだまし取られてしまったのです」。

この事例は、SNSを悪用した「クレ・サラ強要商法」の手法ですが、新成人が行えるようになる法律行為の中で、もっとも注意すべきは「お金を借りること」だと考えます。「借金」という消費者トラブルは、本人の将来に大きな禍根を残す可能性が高いからです。例えば、悪質商法による消費者トラブルに遭ってしまった場合、解約したり返金の交渉をするなど、何らかの解決の糸口があります。しかし、貸金業者からお金を借りた場合、返済義務を取り消せるケースはほとんどありません。返済できない場合は債務整理（債務の減額や免除、支払期限の猶予等）をすることになりますが、一度債務整理をすればいわゆるブラックリストと呼ばれる事故情報が信用情報機関に登録され、一定期間借入れができなくなり、仕事に必要な車のローンが組めず、就職できない人や、内定が取消しになった人もいます。そうした相談を受けるたびに、お金を借りる危険性について啓発する必要性を強く感じます。

これだけは覚えてほしい！ 三つの消費者トラブル対策

- **① 消費者として最低限の知識を身に付ける**
消費者として必ず知っておかなければならないことは「契約の知識」です。契約とは、法律が適用される約束のことで、「買います」⇔「売ります」など自分と相手が口頭でも合意すれば成立します。契約をすると権利と義務が生じ、自己都合で相手の合意なく契約を解除することはできません。ですから契約前に、契約するか否かを慎重に検討する必要があります。そして、以下のように消費者を守るための法律を知っておくことで、トラブル回避やトラブル時の助けにもなります。
- **消費者契約法**
事業者が、事実と違うことを説明したり、契約するまで帰らせないなど、問題のある契約手法をとった場合、契約を取り消すことができます。
- **特定商取引法**
訪問販売やマルチ商法など、消費者トラブルが発生しやすい七つの取引に対して、クーリング・オフや中途解約ができます。
- **電子契約法**
インターネット通販などで、契約内

【図表3】 新成人を迎える親子にお勧めの教材

 <p>『18歳までに学ぶ契約の知恵』 高校生や中学生を想定し、18歳までに身に付けておきたい契約に関する基本的なことを学べる。 (出所) 金融広報中央委員会WEBサイト</p>	 <p>『18歳を迎える君へ』 契約を題材に、権利と義務の主体として能動的に行動する意義や、法的なものの考え方を学べる。 (出所) 法務省WEBサイト</p>	 <p>『社会への扉-12のクイズで学ぶ自立した消費者-』 消費生活に関する12の質問で、契約や消費者トラブルなどが身近な暮らしに存在することを学べる。 (出所) 消費者庁WEBサイト</p>
--	--	---

容の確認画面の表示を業者に義務づけ、消費者が確認画面以外を勘違いでクリックしても、契約は発生しません。こうした知識を学べる教材が政府機関などから提供されていますので、ぜひ活用してください【図表3】。また、消費生活センターにはその地域の特性を考慮した消費者情報が集約されているので、最寄りのセンターにぜひ親子で足を運んでみてください。

② 消費者トラブル情報のアンテナを常に高く

悪質業者は、さまざまな手口で消費者に近づいてきます。そうした情報をキャッチするアンテナを、常に高くしておきましょう。国民生活センターのメールマガジン「おすすめフレッシュユ便」や「子どもサポート情報」は、消費者トラブルに関する最新情報が入手できるので、親子で登録することをお勧めします。

③ 万一のときの相談場所を知る

トラブルに遭ってしまった場合でも相談場所を知っておけば、慌てず適切に対処することができます。「1888(消費者ホットライン)」に電話をすると、近くの消費生活センターの相談窓口につながります。法的トラブルの相談に役立つ日本司法支援センター(法テラス) ☎0570-078374や、警察相談専用電話(☎9110)も控えておくとういでしょう。

また、政府でも消費者契約法を一部改正し、「不安をおおる告知」や「好意の感情の不当な利用」を取消しの対

象としたほか、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」で高等学校における消費者教育の強化を推進するなど、各種施策を行っています。こうしたセーフティネットの強化を、今後もさらに進めてもらいたいと願っています。

家庭での対話と教育、そして親の心がまえ

成人に必要な消費者知識は学校で学べますが、金銭感覚は日々の生活で培われるという面が多分にあるため、家庭での親子のコミュニケーションが重要になります。クレジットカードを「現金要らずの魔法のカード」などと思ってしまうために、小さい頃から「おこづかい教育」を行い、自制心をコントロールする力を身に付けさせることが、これまでに必要となります。そして「子育ては18歳まで」という心がまえを親が持つことで、子どもは成年年齢にふさわしい18歳を迎えることができるのではないのでしょうか。

これから成人を迎える皆さんは、18

歳になり自分で決断できるようになっても、不安なことや知らないことは、親など信頼できる周りの大人に相談しましょう。そうすることで消費者トラブルの回避だけでなく、自立した大人への成長につながります。また成年年齢引下げをきっかけに、親御さん自身も消費者としての金銭・金融力を向上させて、新成人を見守るセーフティネットの存在になっていただきたいと考えています。



熊谷千重子 (くまがい・ちえこ)

都市銀行に入行し、結婚後、ファイナンシャル・プランナーの資格を取得。子育てを通し、家庭だけでなく地域や学校での金銭教育の必要性を感じ、PTAサークルや金融学習グループを立ち上げ、親子で取り組む金銭教育の普及を中心に活動。2007年より気仙沼市消費生活センターに勤務。その後、県や国で相談・啓発業務に従事。現在は気仙沼市に戻り、地域に根差した活動を展開。小学生から大学生までを対象に、金融経済、消費生活、多重債務、キャリアなどをテーマにした講座を実施。

今 回 の 主 要 点

- ★ 新成人の主な消費者トラブルは「儲け話」、「美容・医療」、「インターネット通販」。
- ★ 消費者トラブルの三つの対策は「契約知識の習得」、「情報キャッチ」、「相談場所の把握」。
- ★ 親は「子育ては18歳まで」と心がけ、日頃から子どもとのコミュニケーションを大切に。